

学校給食用物資納入業者登録申請要領

令和9・10年度に越谷市教育委員会が発注する学校給食物資の納入を希望する方は、下記により関係書類を提出してください。

なお、今回の申請による有効期限は、令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間です。

記

- 1 目 的 学校給食を安心・安全で安定的な供給と学校給食用物資の品質を確保することを目的とするため。
- 2 申請書受付期間 令和8年11月2日(月)～令和8年12月18日(金)まで
午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日、祝日を除く）
- 3 申請書受付場所 越谷市教育委員会 学校教育部 給食課
(越谷市役所第二庁舎3階、越谷市教育委員会内)
〒343-8501
住 所：越谷市越ヶ谷4-2-1
電 話：048-963-9293
- 4 申請書受付方法 給食課に持参または郵送（締切日消印有効）
- 5 提出書類等 別紙、「登録書類一覧」のとおり
- 6 申請資格
 - (1) 学校給食の公共性を認識していると共に、学校給食を理解し、協力的であること。
 - (2) 原則として、越谷市及び近郊に本店、支店、営業所、工場等固定した事業施設があり、迅速で確実な連絡設備を有していること。
 - (3) 引き続いて2年以上の営業経歴があり、営業内容も堅実で社会的な信用を有していること。
 - (4) 品質管理が確実に行われ、製造から保管、配送に至るまで食品の安全と衛生管理が徹底されていると共に、従業員の健康管理が十分に行われていること。
 - (5) 衛生管理上必要な倉庫、冷蔵庫及び冷凍庫等の設備を有していること。
 - (6) 仕入れ及び製造加工能力があり、所要量を確実に供給できること。
 - (7) 指定した期日、時刻及び場所に納入できる配送能力を有していること。
 - (8) 保健所の食品衛生監視評点が良好であること。
 - (9) 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
 - (10) 納税義務が履行されていること。